（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百八十四年二月二十二日にコロンボで署名された航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）第十四条及び第十六条の規定に従って二千十年三月十六日及び十七日にコロンボで行われた日本国及びスリランカ民主社会主義共和国の航空当局の間の協議に言及する光栄を有します。

本使は、更に、前記の協議において到達した合意に基づき、及び協定第十六条の規定に従い、この書簡に添付されている新たな付表が協定の現行の付表に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記の提案がスリランカ民主社会主義共和国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の貴官の返簡が両国政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十一年三月十四日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　髙橋邦夫

スリランカ民主社会主義共和国
民間航空省次官
K・V・P・
ランジット・デ・シルバ殿

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点―後に特定される中間の四地点（注1）―その他の中間の地点(注2)―スリ・ランカ民主社会主義共和国内の地点―以遠の地点（注1）

注1　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、「後に特定される中間の四地点」及び「以遠の地点」のうちの一地点並びに「スリ・ランカ民主社会主義共和国内の地点」をコターミナルとして、「スリ・ランカ民主社会主義共和国内の地点」の直前及び（又は）直後に当該一地点を経由する協定業務を行うことができる。

注2　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア運航を行う場合にのみ、「その他の中間の地点」に業務を行うことができる。

2　スリ・ランカ民主社会主義共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

スリ・ランカ民主社会主義共和国内の地点―香港及び（又は）シンガポール及び（又は）クアラルンプール―マレ―その他の中間の地点（注1）―日本国内の地点（注2）

注1　スリ・ランカ民主社会主義共和国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア運航を行う場合にのみ、「その他の中間の地点」に業務を行うことができる。

注2　スリ・ランカ民主社会主義共和国の一又は二以上の指定航空企業は、日本国内の二地点をコターミナルとして、一地点の直前及び（又は）直後に他の一地点を経由する協定業務を行うことができる。

3　いずれの締約国の一又二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、スリランカ民主社会主義共和国政府が日本国政府の前記の提案を受諾する旨をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年三月十四日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国
民間航空省次官
K・V・P・
ランジット・デ・シルバ

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　髙橋邦夫閣下

○財務省告示第九十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第三回	千五百七十三万円	千五百七十二万二千七百四十五円
合計		千五百七十三万円	千五百七十二万二千七百四十五円

○文部科学省告示第五十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件（平成十二年文部省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年度分の補助金等から適用する。

平成二十三年三月二十九日

文部科学大臣　髙木　義明

「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」の下に「、地域活性化交付金」を加える。

○文部科学省告示第六十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成十四年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十九日

文部科学大臣　髙木　義明

別表の補助金等の名称の欄中「独立行政法人教員研修センター施設整備費補助金」を「独立行政法人教員研修センター施設整備費補助金　沖縄特別振興対策事業費補助金」に、「安全・安心な学校づくり交付金」を「安全・安心な学校づくり交付金　地域活性化交付金　沖縄北部活性化特別振興事業費補助金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

○農林水産省告示第六百七十六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十三年三月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　七一、〇九〇円

適用期間　平成二十三年四月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第六百七十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第九条第一項第一号ハの規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該農林水産大臣の定める額及びその適用期間を告示する。

平成二十三年三月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

適用期間　平成二十三年四月一日から六月三十日まで

農林水産大臣の定める額　零